

## [事案 24-101] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 2 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

加入時に虚偽の説明を受けたとして、契約の無効および既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 21 年 12 月に変額個人年金保険に一時払保険料(1000 万円)を払い加入したが、これは銀行員(募集人)と同席した保険会社の営業担当者から、加入の際、下記のとおり誤った説明を受けて加入したものであるため、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 申立契約の最低受取保証額は、確実に数ヶ月でステップアップ(積立金額が 110%以上の 10%ごとの率に到達するごとに、年金原資額と死亡給付金額の最低保証金額が基本保険金額に対する 100%の額から前記の率の額に引き上がる仕組み)するとの説明を受けたが、実際には違っていた。

(2) また、既にこの変額個人年金保険に加入した人は、数ヶ月でステップアップしているとの説明を受け、信用して加入したが、実際には違っていた。

### <保険会社の主張>

加入の際、募集人は 2 度にわたり申立人と面談しており、募集人および営業担当者は、パンフレットに記載のとおり、ステップアップしない場合があることも説明しており、「必ずステップアップする」との断定的な説明は行っていないので、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、加入の際、保険会社の営業担当者から最低受取保証額が確実にステップアップするなど説明を受けて申込みをしたと主張していることから、申立契約を前記内容の契約と錯誤していた(民法 95 条)、もしくは将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供され、その内容が確実であるとの誤認をした(消費者契約法 4 条 1 項 2 号)と主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人、保険会社の営業担当者の事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の理由により、申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 以下の事実から、加入の際、保険会社の営業担当者が申立人に対し、申立契約の最低受取保証額が確実にステップアップするなどの説明をした事実は認められず、申立人が錯誤ないし誤認したと認めることは困難である。

(1) 保険会社の営業担当者および募集人は、平成 21 年 7 月頃、申立人に対してパンフレットを用いて申立契約の説明をしたことが認められ、また同年 11 月頃にも別の営業担当者と募集人が、内容の若干異なるパンフレットを用いて、約 90 分間にわたって説明したことが認められる。これらのパンフレットには、以下の記載があることから、申立人は申立契約の積立金額が基本保険金額を下回る場合があることも認識できていたと推測することができる。

① 申立契約のしくみと特徴が説明されている頁においては、最低受取保証額がステップ

アップせず、運用期間満了時に積立金額が基本保険金額を下回った場合についての分かりやすい説明が図解でなされている。

②同じ頁において、ステップアップ機能の説明として、100%のまま、一度もステップアップしないことがある旨の注意書きがある。

(2) 上記パンフレットや、申立人が受領したことが認められる説明書類には、一般人をして、最低受取保証額が確実にステップアップするとの誤認をさせるような記載もなく、この他にも保険会社方の営業担当者が、申立人に対して、最低受取保証額が確実にステップアップするとの説明をしたことを窺わせるものは、証拠上見当たらない。

(3) 2回の説明において、別の営業担当者と募集人がペアで説明しているが、2回にわたり、別の営業担当者が、同様に誤った説明を行ったと考えることも困難である。

**【参考】**

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

**【参考】**

消費者契約法 4 条

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 重要事項について事実と異なることを告げること。  
当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。  
当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認